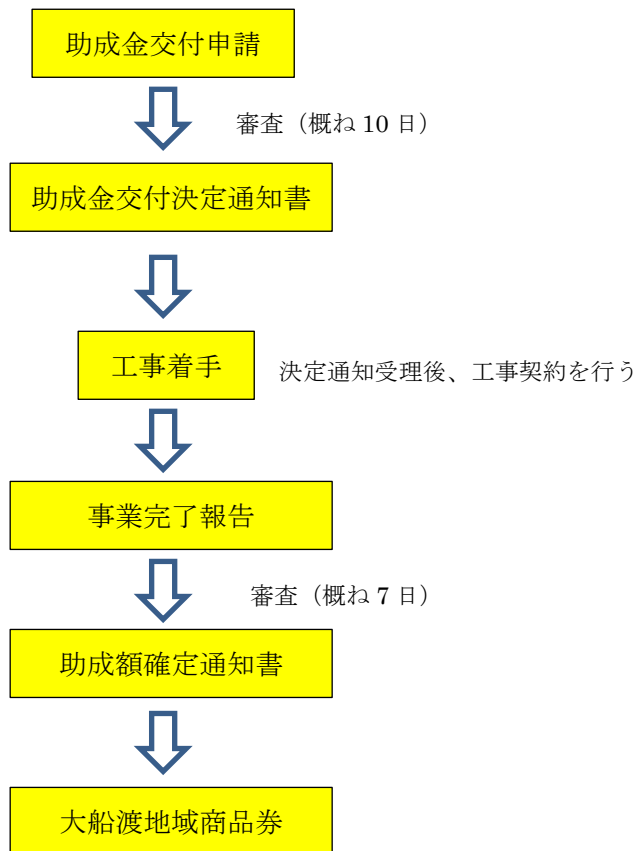


住宅省エネリフォーム助成事業 Q&A

《申請手続き関連》

Q 1. 申請の流れを教えてください。

A 1.



Q 2. 申請時に必要な書類等を教えてください。

- A 2.
- ・リフォーム工事の見積明細書
 - ・建物の位置図（住宅地図等）
 - ・リフォームの内容が分かる図面
 - ・現況の写真（リフォーム前の写真）
 - ・住宅の建築年月がわかる書類（登記簿謄本、建築検査済証等）
 - ・市税の完納証明書
 - ・住宅の所有者が分かる書類（登記簿謄本、売買契約書等）

- ・施工業者が市内業者であることが分かる書類
- ・断熱向上工事で使用する建材等の仕様が分かる書類（カタログのコピー等）
- ・その他市長が必要と認める書類
- ・印鑑（シャチハタ以外のもの）

Q 3. 申請書はどこでもらえますか。

A 3. 市役所住宅管理課です。市のホームページからもダウンロードできます。

Q 4. 申請場所はどこですか。郵送での申請はできますか。

A 4. 申請場所は、市役所住宅管理課です。
申請時に聞き取りするため、郵送での申請はできません。

Q 5. 予算が無くなれば受付終了とあります。

A 5. 予算の範囲内で申請を受付け、予算残額が 10 万円未満になった場合に受付を終了します。受付は必要書類が全て揃った申請を受付したとみなします。事前に相談、申請があっても書類に不備がある場合は受付したとはみなしません。

Q 6. 施工業者による代理申請はできますか。

A 6. 可能ですが、申請時に個人情報が含まれる書類があるため、委任状が必要です。

Q 7. 建物所有者が親名義等の建物は対象になりますか。

A 7. 建物所有者と申請者の関係が証明できる書類（住民票、戸籍謄本等）を添付し、2 親等以内が確認できれば対象です。

Q 8. 建物所有者が死亡し、相続登記がまだされていない建物は対象になりますか。

A 8. 建物所有者と申請者の関係が証明できる書類（住民票、戸籍謄本等）、固定資産税の納税義務者等がわかる書類を添付していただき確認できれば対象とします。なお、他の相続人の承諾が必要となる場合もあります。

Q 9. 現在は対象建物に居住していない。リフォーム工事後に居住する予定ですが、対象になりますか。

A 9. 申請時に建物の所有していることを確認するため、売買契約書等の写しを添付する必要があります。また、事業完了報告書提出時に住民票及び登記簿も添付してください。居住の確認ができない場合、交付決定を取消す場合があります。

Q10. 工事が終わっている、若しくは工事中の場合は対象になりますか。

A10. 対象外です。交付決定通知を受領した後に行うリフォーム工事が対象です。

Q11. 工事を既に契約していますが対象ですか。

A11. 交付決定通知前に工事契約（工事着手）した場合は、助成の対象外です。契約した場合は、実際に工事に取り掛かっていなくとも工事着手とみなします。

Q12. 交付決定通知を受領した後に工事の内容が変更になった場合、工事を取止めた場合はどうすればよいですか。

A12. 事業変更（廃止）承認申請書を提出してください。

Q13. 交付申請時に、住宅の所有者が分かる書類の添付とありますが、リフォームする住宅が不動産登記していないため、登記簿謄本の写しを添付することができません。どうすればよいですか。

A13. 建物所有者であることの根拠となる固定資産税納税通知書及び住民票の写しを提出した上に、所有に係る全ての権利について責任を負うという内容の念書を提出してください。

Q14. 空き家改修補助金を使って改修工事をしましたが、住宅省エネルギーフォーム助成は使えますか。

A14. 空き家改修補助金で行った工事箇所と異なる箇所を改修する場合は、住宅省エネルギーフォーム助成の利用は可能です。

Q15. 他の補助金と同時申請は可能ですか。

A15. 例えば、この工事は木造耐震改修工事分、この工事は居宅介護（介護予防）住宅改修費支給分（申請は長寿社会課）と明確に区別できる場合は、その対象工事分ごとに申請は可能です。

Q16. 令和5年度まで行っていた大船渡市リフォーム助成を使ったことがあるが、省エネルギーフォーム助成は使えますか。

A16. 次にあげる助成を使用して5年経過していれば、助成の対象となります。

- ・大船渡市住宅リフォーム助成事業
- ・大船渡市空き家改修工事補助金

《工事内容関連》

Q1. クロスの張替えや床材の張替えのみのリフォームは対象になりますか。

A 1. 断熱向上工事を同時に行った場合は機能維持工事として対象となりますが、断熱向上工事と同時に行わないクロスや床材の張替えのみの工事は対象外です。

Q 2. 補助対象工事となるのは、どのような工事ですか。

A 2. 下記を参照ください。記載のないリフォーム工事については相談ください。

断熱向上工事【必須】※Q11も参照ください。

- ・単板ガラスから複層ガラスに交換
- ・アルミ製建具から樹脂製建具に交換
- ・二重窓の設置
- ・断熱ドア(玄関ドア等)の設置・交換
- ・外壁材や断熱材を断熱性能の良いものに交換
- ・外壁や屋根に遮熱性又は断熱性塗装
- ・外気に接する壁、床、天井又は屋根の断熱改修 など

機能維持工事

断熱向上工事と併せて行うリフォーム工事

- ・屋根等の改修
- ・外壁・窓等の改修
- ・住宅内の配管・電気配線工事
- ・電力契約アンペア変更に伴う分電盤の交換
- ・工事に必要な仮設費用(足場、仮設トイレ等) など

機能向上工事

断熱向上工事と併せて行うバリアフリー化の工事

- ・手すりの取り付け
- ・床段差の解消
- ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便所等への便器の取替え
- ・玄関に付随するスロープ、手摺等 など

対象外

- ・下水道の接続、浄化槽の設置や接続工事
- ・洗浄便座のみの取替えや設置
- ・物置や車庫の設置
- ・機器類(エアコン、IHヒーター、ガスコンロ、給湯器類、照明器具類、アンテナ等)

- ・カーテンの取替え
- ・畳の表替え
- ・シロアリ駆除・防除等
- ・太陽光発電機器の新規設置、交換等
- ・工事監理費、工事設計費 など

Q 3. 増築工事でリフォームを行う場合は対象ですか。

A 3. 増築面積が 10 m²以下のものは対象です。10 m²を超えると建築確認申請（増築）が必要となり、リフォームよりも増築工事の意味合いが強くなるため、対象外です。

Q 4. 自ら行うリフォームは対象ですか。

A 4. ホームセンター等で材料を買ってきて、D I Y的なリフォームは対象外です。

Q 5. 自らが経営する会社でリフォームを行う場合は対象ですか。

A 5. 対象です。ただし、会社との契約書を作成し、事業完了報告書提出時には社判のついた領収書の写しが必要です。

Q 6. 店舗、事務所等併用住宅の住宅以外のリフォームも対象ですか。

A 6. 住宅部分のみ対象です。住宅部分と一緒に店舗部分もリフォームする場合は、住宅部分と店舗部分とに分けた内訳書を提出してもらう必要があります。

Q 7. 賃貸アパート等のリフォームは対象ですか。

A 7. 建物の所有が条件のため、対象外です。

Q 8. 所有する賃貸アパート等のリフォームは対象ですか。

A 8. 収支事業にあたる建物であるため、対象外です。

Q 9. 工事を分割して発注した場合は対象ですか。

A 9. 業種ごとに発注した場合でも対象工事費の合計金額が 30 万円以上で、市内の施工業者が行うリフォームであれば対象ですが、全ての工事が完了していなければ事業完了報告書は受理できません。

Q10. 市内に営業所がある事業者により施工されるリフォームは対象ですか。

A10. 市内に本店等がなく営業所のみがある事業者により施工される工事は対象外です。

Q11. 廊下の床のみに断熱材を施工するリフォームは断熱向上工事の対象ですか。

A11. 廊下のみに断熱材を施工する場合は、原則対象外です。

当該制度の趣旨は、その家の断熱性能を向上（省エネ性能を向上）させることで、居住環境を向上させると共に温室効果ガスの排出を抑制することを目的としています。そのため、工事対象として、居室（居間、寝室）、ヒートショックの恐れがある部屋（浴室・脱衣室、便所）、滞在時間が長い部屋（洗面室、台所）などを想定しています。その他の部屋（廊下、階段、納戸など）は、工事対象となる部屋と一緒に施工する場合は助成の対象とすることが可能ですが、単独でその他の部屋を工事する場合は、その工事をすることで、その家の省エネ性能が向上するという根拠が必要となります。（補助対象工事については、Q2を参照してください。）

例) 廊下以外の居室などは既に断熱性能を向上させており、残る廊下の断熱性能を向上させ、家全体の省エネ性能を向上させるため。など